

平成 17 年 2 月 18 日

各 位

会社名 株式会社イチヤ
代表者名 代表取締役社長 吉岡 公和
(ジャスダック コード 9968)
問合せ先 取締役財務部長 曾我部 達雄
T E L 088-823-2638

第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ

平成 17 年 2 月 18 日開催の取締役会において、第三者割当による株式会社イチヤ第 3 回新株予約権の発行について下記のとおり決議致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 新株予約権発行の条件

- (1) 平成 17 年 3 月 31 日開催予定の臨時株主総会に付議する「定款一部変更の件」が決議されることを条件とする。
- (2) 特定の第三者に対して、特に有利な条件で新株予約権を発行することから、商法第 280 条の 20 及び第 280 条の 21 に基づき同臨時株主総会において決議されることを発行条件とする。

2. 新株予約権発行の理由

当社は、現在、新規事業の開発と育成のために平成 16 年 5 月 12 日開催の臨時株主総会決議をもって、平成 16 年 7 月 16 日第 2 回新株予約権を発行し、発行した新株予約権 150,000 個のうち、平成 17 年 1 月 6 日現在迄に約 43%の権利行使があり、順調に行使されておりましたが、当社の株主より臨時株主総会決議無効確認等の訴訟提起があり、平成 16 年 12 月 24 日付第一審判決において、判決確定日までに行使されていない部分が無効であるとの判決を受けております。これに対して、当社は高松高等裁判所へ平成 17 年 1 月 7 日付控訴し、引続き係属中であり本判決はまだ確定しておりません。

しかしながら、当社コンプライアンスの観点から、本訴訟の最終判決が確定するまでは、第 2 回新株予約権による資金調達を保留することが最善であると判断いたしました。最終判決に至るまでの期間権利行使を保留すると、当初計画しておりました事業資金及び運転資金に影響が生じてくることから、平成 17 年 2 月 16 日に第三者割当増資を行い、一部は補填したものの、当初計画には満たないため、新たに新株予約権を発行することで、当初計画していた事業資金及び運転資金を機動的に調達することが可能となり、当社の財務体質の大幅な改善も図れることから、特定の第三者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行しようとするものであります。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の名称 株式会社イチヤ第3回新株予約権

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

株式の種類及び数 当社普通株式 250,000,000株
(新株予約権1個につき1,000株)

株式の数の調整

下記(9)に従って、新株予約権の行使により発行又は移転する新株式1株あたりの行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

株式数 = 払込金額 ÷ 行使価額

(3) 発行する新株予約権の総数 250,000個

(4) 新株予約権の発行価額 無償

(5) 新株予約権の発行価額の総額 無償

(6) 新株予約権の割当先及び割当数 未定(当社の役員、従業員及び会社関係者以外の特定の第三者とし、今後の取締役会で決定する。)

(7) 新株予約権の申込期日 平成17年4月19日

(8) 新株予約権の発行日 平成17年4月20日

(9) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額(以下、「行使価額」という。)

行使価額は、1個につき10,000円(1株につき10円)

行使価額の調整

行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は次の算式により調整される。(なお、次の算式において「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとする。)但し、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、行使価額は、株式の分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合、株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合等にも調整される。

(10) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額

2,500,000,000円

(11) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額

1個につき10,000円(1株につき10円)

(12) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

2,500,000,000円

(13) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額

新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(14) 新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法293条ノ5による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在7月31日及び1月31日に終了する各6ヶ月の期間)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

- (15) 新株予約権の行使期間
平成 17 年 4 月 21 日から平成 19 年 7 月 31 日まで。
但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
- (16) 新株予約権の行使条件
各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
- (17) 株式交換・株式移転における新株予約権の承継
当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、次の に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限るものとする。
承継される新株予約権の内容の決定の方針
- (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - (イ) 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後 1 株未満の端数は切り捨てる。
 - (ウ) 権利行使に際して払込むべき金額
承継前における価額と同額
 - (エ) 権利行使期間
承継前における権利行使期間に同じ
 - (オ) その他の権利行使の条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
 - (カ) 消却事由及び消却条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
 - (キ) 新株予約権の譲渡制限
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (18) 譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれをすることができない。
- (19) 新株予約権の消却事由及び消却の条件
当社に当該新株予約権の所有権が移転した場合には、これを当社取締役会の承認を得た後、無償にて消却することができる。
- (20) 新株予約権証券の発行
新株予約権証券の発行はこれを行わないものとする。
- (21) 新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際し払込をなすべき額の算定理由
新規事業用資金と運転資金を機動的に調達すること及び財務体質の改善を図るため新株予約権を発行するものであります。また、当社の株価の推移状況（業績の低迷等から当社の株価は低迷状態である。）からブラックショールズモデルによる算定は適切でないと判断し、当社の財務状況と今後の業績見通し（平成 17 年 7 月期売上高は 750 百万円、経常損失は 450 百万円）を踏まえて、新株予約権の発行価額は無償といたしました。
また、行使価額は当社の株価の推移状況から最近の取引値の最低価格といたしました。
- (22) 募集の方法
第三者割当の方法による。
- (23) 新株予約権の行使請求受付場所
当社高知本社 管理部
- (24) 前期各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

【ご参考】

1. 発行済株式総数の推移（資本金の推移）

現在の発行済株式総数	191,760,884 株（平成 17 年 2 月 18 日現在）
（現行の資本金	4,433,047,206 円
今回の新株予約権の目的となる株式数	250,000,000 株（潜在株式数）
（増加資本金	1,250,000,000 円）
行使後発行済株式総数	441,760,884 株
（行使後資本金	5,683,047,206 円）

2. 新株予約権発行の理由

当社は、現在、新規事業の開発と育成のために平成 16 年 5 月 12 日開催の臨時株主総会決議をもって、平成 16 年 7 月 16 日第 2 回新株予約権を発行し、発行した新株予約権 150,000 個のうち、平成 17 年 1 月 6 日現在迄に約 43%の権利行使があり、順調に行使されておりましたが、当社の株主より臨時株主総会決議無効確認等の訴訟提起があり、平成 16 年 12 月 24 日付第一審判決において、判決確定日までに行使されていない部分が無効であるとの判決を受けております。これに対して、当社は高松高等裁判所へ平成 17 年 1 月 7 日付控訴し、現在、引き続き係属中であり本判決はまだ確定していません。

しかしながら、当社コンプライアンスの観点から、本訴訟の最終判決が確定するまでは、第 2 回新株予約権による資金調達を保留することが最善であると判断いたしました。最終判決に至るまでの期間権利行使を保留すると、当初計画しておりました事業資金及び運転資金に影響が生じてくることから、平成 17 年 2 月 16 日に第三者割当増資を行い、一部は補填したものの、当初計画には満たないため、新たに新株予約権を発行することで、当初計画していた事業資金及び運転資金を機動的に調達することが可能となり、当社の財務体質の大幅な改善も図れることから、特定の第三者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行しようとするものであります。

2. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

新株予約権の発行による資金の使途につきましては、発行価額の総額 2,500 百万円から発行諸費用の概算額 200 百万円を差し引き、新規事業用資金として 1,000 百万円、借入金返済等を含めた運転資金として 1,300 百万円を充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

平成 14 年 8 月 2 日払込の円建転換社債型新株予約権付社債による手取金 190 百万円は払込金額が大幅に下回ったことから全額運転資金に使用、平成 14 年 11 月 16 日発行の第 1 回新株予約権（平成 16 年 6 月 14 日に消却するまで権利行使により発行した株式の発行価額の総額 1,018 百万円）については、325 百万円を新規事業資金として、残りは全額運転資金として使用、平成 16 年 7 月 16 日発行の第 2 回新株予約権については、平成 17 年 1 月 6 日までに 65,100 個（払込総額 1,037.5 百万円）の権利行使があり、151 百万円は新規事業用資金として使用、残りは新株発行費関連の費用が増加したことから、借入金返済 206 百万円を含めた運転資金として使用しております。また、平成 17 年 2 月 16 日払込の第三者割当増資の 360 百万円は、発行費用 30 百万円を除く手取金 330 百万円のうち 130 百万円はリニューアル等の事業用資金に残り 200 百万円は運転資金に充当する予定であります。

(3) 会社収益への影響

新規事業の具体的な展開で事業の拡大と基盤強化が図られ、企業収益の改善が見込まれます。資本の増加に伴い、財務体質の強化を図ることが可能となります。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

今回の資金調達により、財務体質の強化を図り新規事業の育成を促進し、事業基盤の強化及び収益性の向上を図り、早期の業績黒字化と株主の皆様への利益配分をできますよう全社をあげて経営努力する所存であります。

(2) 過去3決算期間の配当状況

	平成14年7月期	平成15年7月期	平成16年7月期
1株当たり利益(円)	41.69	8.67	8.05
1株当たり配当金(円)	-	-	-
実績配当性向(%)	-	-	-
株主資本利益率(%)	-	-	-
株主資本配当率(%)	-	-	-

(3) 業績の実績と見通し

	売上高	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
平成16年7月期(実績)	743	434	675
平成17年7月期(見通)	750	450	850

4. その他

(1) 発行価額の決定方法

当社の株価の推移状況(業績の低迷等から当社の株価は低迷状態にある。)からブラックショールズモデルによる算定は適切でないと判断し、当社の財務状況と今後の業績見通し(平成17年7月期 売上高750百万円、経常損失450百万円)を踏まえて新株予約権の発行価額は無償といたしました。

また、行使価額は当社の株価の推移状況から最近の取引値の最低価格といたしました。

(2) 割当先の概要

現在未定でありますので、確定次第開示してまいります。

(3) 今後の増資についての考え方

今後の当社及び当社グループの事業展開を考慮しながら、資金需要、財政状態及び業績見通しを踏まえたうえで、慎重に検討してまいります。

(4) 新株予約権発行の日程(予定)

平成17年2月18日(金)	新株予約権の発行に関する取締役会決議 新株予約権の発行決議通知書提出
平成17年3月中旬頃	取締役会決議(割当先・割当個数の決定)
平成17年3月31日(木)	臨時株主総会開催日(上程・決議) 有価証券届出書を財務局に提出
平成17年4月15日(金)	届出書効力発生日
平成17年4月19日(火)	新株予約権申込期日
平成17年4月20日(水)	新株予約権の発行日
平成17年4月21日(木)	権利行使開始日

(5) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

潜在株式による希薄化情報等

新株予約権の行使により、平成17年2月18日現在の発行済株式数に対する潜在株式の比率は、第2回新株予約権の権利未行使分の潜在株式を含めまして63.6%となる見込であります。

エクイティ・ファイナンスの状況

(a) 円建転換社債型新株予約権付社債の発行

発行総額 190,000 千円
発行日 平成14年8月2日
行使価額 45 円
行使率 100 %

(b) 第1回新株予約権の発行

発行した新株予約権の数 160,000 個
発行日 平成14年11月16日
行使価額 1 個につき 25,000 円
行使率 25.5%

(注) 第1回新株予約権は、平成16年5月12日に当社が株式移転による完全親会社設立を決議したことから、消却事由に該当することとなり、残数全部を消却しております。

(c) 第2回新株予約権の発行

発行した新株予約権の数 150,000 個
発行日 平成16年7月16日
行使価額 1 個につき 25,000 円
行使率 43.4%

(注) 第2回新株予約権は、臨時株主総会決議無効訴訟が係属中であるため、現在行使を保留しているものの、残数84,900個が潜在株式として残っております。

(d) 第三者割当増資

発行した新株式の数 30,000,000 株
発行日 平成17年2月16日
発行価額 1 株につき 12 円
行使率 100.0%

過去3決算期及び直前の株価等の推移

	平成14年7月期	平成15年7月期	平成16年7月期	平成17年7月期
始 値	155	44	71	40
高 値	182	95	92	40
安 値	35	10	23	10
終 値	42	71	40	12
株価収益率	-	-	-	-

(注) 平成17年7月期の株価については、平成17年2月18日現在で表示しております。

過去3決算期間の株価収益率及び株主資本利益率の推移

	平成14年7月期	平成15年7月期	平成16年7月期
株 価 収 益 率	-	-	-
株 主 資 本 利 益 率	-	-	-

以 上